

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項

○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020827010	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 12月16日	オンラインで送達される文書に内容証明・配達証明郵便と同等の効果を持たせる制度の創設	「どういった内容の文書を」「いつ受取人が受領したか」を証明する必要があるときに内容証明郵便と配達証明郵便を組み合わせて用いられているが、電磁的方法で作成・送信・受領される文書についても、公的機関が証明し、同等の効果を生じさせる制度を創設し、オンラインでの受領を希望するすべての法人(※)・個人を対象にして、送達先を届出ることを可能にする。併せて、内容証明郵便を用いることを定める法令においては、この制度による証明を可能とする。さらに、官公庁・自治体・弁護士会等からの各種通知・照会も、この仕組みに載せてはどうか。(※:法人格のない士業や団体の事務所なども含む)。	内容証明は、意思表示の証拠化・債権譲渡の第三者對抗要件具備・クーリングオフに基づく契約解除等の場面で多用されるものであるが、郵便物の物理的な受領が必須である。内容証明郵便の差出はe内容証明によりすでにオンライン化されている一方、受領についてはオフラインから抜け出せず、受領者となる企業では社員が出社する必要が生じているが、withコロナの環境下では勤務のオンライン化を進めるべきであり、配達証明・内容証明の作成・差出・認証・配送・受領をオンラインで完結する仕組みが必要。これらの制度を導入するにあたっては、民事裁判手続のIT化に関して議論されているシステム送達の考え方が参考になる。なお、日本郵便では個人向けに「インターネット上の郵便受け」として「My Post」を提供しているが、これを発展させて同社が上記の仕組みを担うことも考えられる。また、国税徴収法や同法を準用する法令に基づく税務当局からの照会、捜査関係事項照会、弁護士会照会などは、現状の実務では内容証明や配達証明により送付されていないが、受取人企業は郵便物の受領及びその後の対応に相応のコストをかけており、オンライン受領のメリットは大きい。送付者側においても、低コストで受領を確認できるメリットがある。なお、国税当局から金融機関への取引照会がオンライン化が検討されているが(2019年11月18日「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ概要版」)、その他の企業への照会を含まない。 (補足) 本提案の実現方法としては、以下の2つの選択肢があると考えられる。 ・従前の郵便制度を改良・発展させて目的を達成する方法 ・郵便制度とは異なる新たな制度を設計して目的を達成する方法 前者については、郵便制度にて受け付けた信書を、住所・居所以外の場所においても受領できるようなものを想定しており、現行の郵便制度の中で差し出された郵便物を電子化したうえで、名宛人が予め日本郵便に対して電子送達先として届け出た宛先に送付する、あるいは、登録されたアカウントから電子的に格納された内容証明郵便にアクセスできるようにすることで、出社して郵便物の内容を確認するという手間を省くことができなから考える。郵便として受け付けた書面を電子化することについては通信の秘密等の点で種々困難もあると思われるが、後者の新たな制度を創設しても、差出人側に紙で差し出したというニーズは当面残存すると考えられるから、郵便の受領のための出社という問題を完全に解消することは難しいと見られる。そのため、まずは既存の郵便制度上の郵便を住所以外で受領する、という前者の内容で検討いただきたい。	日本IT団体連盟	内閣官房総務省	(補足)1ポツ目関係) 現行制度下においても、対応可能です。 日本郵便株式会社の内国郵便約款に規定されています。	(補足)1ポツ目関係) なし	(補足)2ポツ目関係) なし	(補足)1ポツ目関係) 現行制度下で対応可能 (補足)2ポツ目関係) 検討を予定	(「提案理由」の(補足)1ポツ目関係) 日本郵便株式会社の内国郵便約款で対応可能です。 (「提案理由」の(補足)2ポツ目関係) データ戦略の枠組みにおいて、年末を目途としてトラストサービスの位置づけについて論点整理を行う予定です。御提案の内容につきましては、こちらでの議論を踏まえて、内閣官房IT室も含めた関係省庁において対応してまいります。